

サンガスタジアム by KYOCERA（府立京都スタジアム）を活用した
ニュースポーツ・eスポーツ競技環境整備支援事業補助金
（補助候補プロジェクト募集要項）

1 募集の概要

(1) 趣旨

ニュースポーツ・eスポーツの自立的な発展のため、将来的（概ね1年後）にスポンサーによる協賛金及び広告料、参加料等の自主財源のみにより自走することを目指す継続的な取組を公募により募集します。

応募のあった提案のうち、有識者による意見聴取会等を経て補助対象候補事業として認定されたものについては府ホームページに掲載し、企業版ふるさと納税により、事業に共感する企業から資金を募ります。

その後、提案者が設定する最低目標金額に達した事業について府が支援を行います。
（詳しくは「2 補助金交付までの流れ」をご確認ください。）

※ ニュースポーツ・eスポーツの例について

ニュースポーツの例：パルクール、フライングディスク、BMX など
（ただし、サンガスタジアム by KYOCERA（付帯施設及びかめきたスポーツパークを含む）で本来実施が見込まれるサッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、スポーツクライミング、3X3 バスケ、フットサル、スケートボードを除く。）

eスポーツの例：eスポーツタイトル（※1）の他、ハッキングコンテスト、ドローンサッカーなどデジタルデバイスを使用する競技も対象

※1：eスポーツタイトルの条件

- ① 高校生を含む年齢を対象年齢としているゲームタイトルであること（対象年齢指定がない全年齢対象のゲームタイトルであることが望ましい）
- ② チーム対抗が可能なゲームタイトルであること（人材育成（e スポーツの関連領域であるプログラミングやホワイトハッカー等サイバーセキュリティの人材の育成の取組に限る）に用いるゲームタイトルはこの限りではない）
- ③ 追加の課金なしで基本プレイが可能なゲームタイトルであること
- ④ 暴力的な表現や差別的な表現を含むゲームタイトルでないこと

(2) 補助候補プロジェクト提案書の募集期間（1次募集）

令和7年5月22日（木）～ 令和7年7月4日（金）（必着）

※令和7年7月4日（金）までに、必要な事項を記入済の書類及び審査に必要な資料を、全てご提出いただけない場合は受付できません。記載要領にご不明な点がある方は、早めに相談してください。

※1次募集の結果次第では、2次募集を行う可能性があります。2次募集を行う際は、改めて京都府ホームページ上に掲載いたします。

(3) 募集対象

以下のア～オの全てに該当することが条件となります。

ア 代表者や事業担当者、会計担当者が明確に定められ、補助対象事業を適切に企画・実施できる団体等。（法人格の有無は問いません。グループ等も含みますが、本事業へ寄附を行う企業は申請者又は申請者の構成員になることはできません。）。

- イ ニューススポーツまたはeスポーツの競技、運営、人材育成に係る実績を有する者
 - ウ 公序良俗に反する者でないこと
 - エ 補助対象者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
 - オ 本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金、競争的資金、他の都道府県・市町村で実施される地方創生支援事業の交付を受けないこと。
- ※ 他の補助金、助成金、支援金制度等への応募状況について該当記入欄に記入がなく、後日事実が明らかになった場合には、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります。

(4) 実施場所

サンガスタジアム by KYOCERAを活用した取組とします。（ただし、サンガスタジアム by KYOCERA に加えサテライト会場として府内の他の施設においても開催するものは補助対象とします。）

※事業の実施にあたっては、施設の指定管理者（合）ビバ&サンガと利用日の調整を行った上で申請すること。

(5) 対象期間

提案日から令和8年2月15日（日）の間に、企画・制作・実施される取組を対象とします。

※提案日から交付決定日までに実施する場合は、指令前着手届が必要です。

※提案日より前に完了した取組みは対象とはなりません。

(6) 対象事業の内容

以下のア、イのいずれか、またはその両方の実施等に関わるものとします。

ア ニューススポーツ・eスポーツの大規模大会※¹、中規模大会※²または小規模大会※³の開催

※¹ 大規模大会とは、本事業による補助額が 1,000 万円以上もので、オンラインも含め概ね

30,000 人規模の集客を目標とする大会とし、京都府内外から参加者を募り、サンガスタジアム by KYOCERA の知名度向上、競技力向上、地域への誘客やにぎわい創出等につながる競技大会

※² 中規模大会とは、本事業による補助額が 500 万円以上、1,000 万円未満のもので、オンライン

も含めて概ね 10,000 人規模の集客を目標とする大会とし、府内外から参加者を募り、サンガスタジアム by KYOCERA の知名度向上、競技力向上、地域活性化等につながる競技大会

※³ 小規模大会とは、本事業による補助額が 100 万円以上、500 万円未満のもので、オンラインも

含めて参加者が 100 人以上を目標とする大会とし、府内外から参加者を募り、サンガスタジアム by KYOCERA の知名度向上、競技力向上、地域活性化等につながる競技大会

イ ニューススポーツ・eスポーツ裾野を拡大するための人材育成の取組

- 〔例〕
- ・スタジアムのピッチ・スタンドとeスポーツエリア両方を活用し、eスポーツとリアルスポーツ双方から考える戦略分析講座
 - ・eスポーツへの興味関心のある学生・社会人に向けたプログラミングやホワイトハッカー育成などを目的としたサイバーセキュリティ教室
 - ・各分野の専門家から学ぶスポーツマネジメント、スポーツプロモーション講座
 - ・ピッチ内で360° 自由視点カメラを活用した選手の動きを分析する戦術分析講座 など

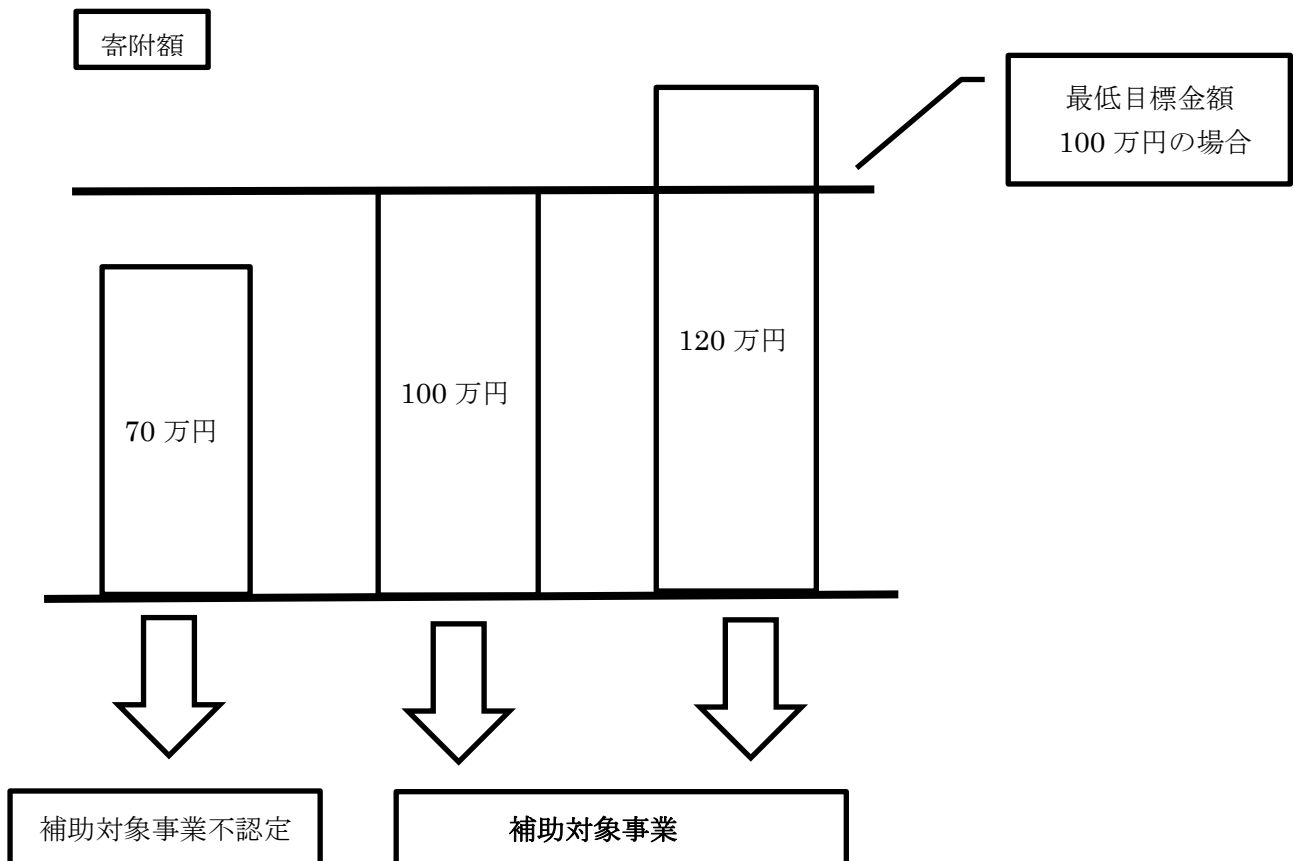
- ※ 360° 自由視点カメラはズーム機能や動画データの活用方法に制約が生じる場合があります。事前に指定管理者に問い合わせてください。
- ※ 取組の例示は、あくまで例ですので、上記の内容に縛られることなく、スタジアムの設備を十分に活用する形で、自由な発想で申請してください。

(7) 寄附の最低目標金額の設定

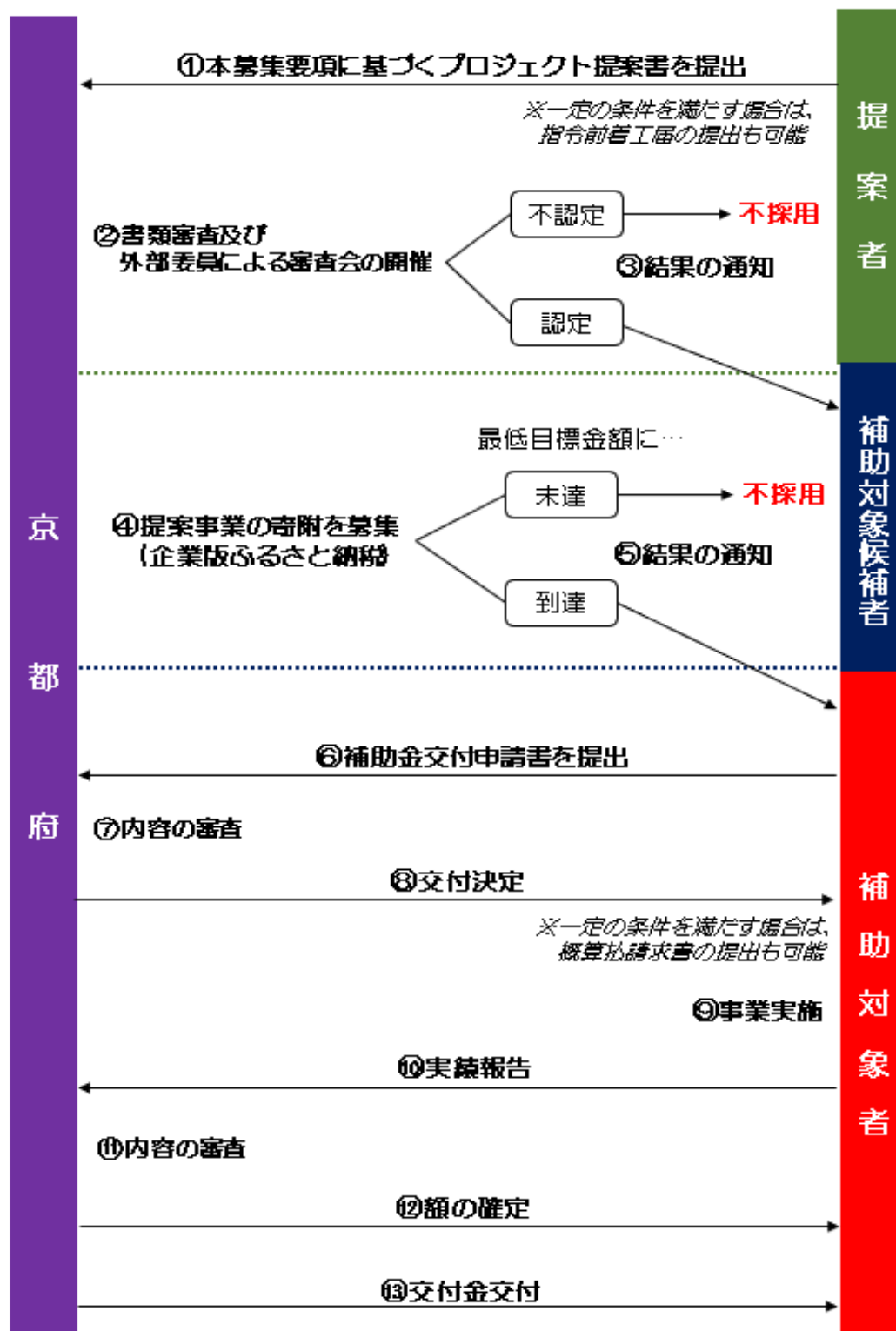
提案書では、寄附予定金額に加えて、寄附の最低目標金額を記載いただきます。京都府による書類審査、外部委員による審査会通過した事業については、提案者に対し補助対象事業認定通知書により通知した上で、府により期限を定めて寄附募集を開始しますが、期限内に最低目標金額に達した事業については、補助対象事業認定書により通知します。

なお、期限内に最低目標金額に達しなかった場合は補助対象事業として認定されず、補助を受けることはできませんので予めご了承の上、最低目標金額を設定ください。

(以下、例示)



2 補助金交付までの流れ



① 補助候補プロジェクト提案書の応募

提案は、1 提案者につき1 件とします。

(1) 提出書類 下記の様式を作成し、提出期限までに提出してください。

補助候補プロジェクト提案書

(添付資料)

ア 事業計画書（第1号様式 別紙1）

イ 収支計画書（第1号様式 別紙2）

ウ 誓約書（第4号様式）

エ ニュース・ツ・eスポーツの競技、運営、人材育成に係る実績を示す資料

オ 年間の実施スケジュール

カ スタジアム内の設営イメージ図

キ 事業費の積算が分かる資料（見積書等、収入がある場合は収入の積算も添付）

ク 府税の納税証明書（滞納がないことの証明書）

ケ （共同で実施する場合）実施体制図

(2) 提出方法

上記の申請書類各1通を下記まで郵送又はメールにより提出してください。

郵送の場合は封筒の表面に「ニュース・ツ・eスポーツ競技環境整備支援事業補助金」と朱書きしてください。

※締め切りは令和7年7月4日（金）必着です。

◇ 書類提出及び問合せ先

京都府文化生活部スポーツ振興課

〒602-8570（住所記載不要）

TEL 075-414-4256（平日9時～17時）

FAX 075-414-4285

eメール：spo-shin@pref.kyoto.lg.jp

※申請書類は京都府のホームページ

<https://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/039/index.html> からダウンロードできます。

② 提案書の審査及び通知

提案のあった事業について、書類審査を実施し、通過者のみ外部委員による審査会においてプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施します。時間、場所については、別途通知しますが、募集期間終了後、早期に実施する可能性がありますので、ご準備いただくようお願いします。

※プレゼンに当たっては資料の追加提出を求める場合があります。

※審査会はオンライン（Zoom等）で開催する可能性があります。その場合は、事務局より日時と合わせてURLをお送りしますので、お送りしたURLからお入りください。

○審査については以下の項目を評価します。

◆最重視するポイント

将来的な自走化に向けた自主財源の確保

おおむね1年後を目指して、事業者のスポンサーからの協賛金や広告料、参加料等の自主財源による自走化が見込まれる計画となっているか。

◆重視するポイント

(1)実現可能性、今後の継続性

企画内容、運営体制、資金計画等が具体的、現実的であり、今後の継続的な事業展開が見込まれる計画となっているか。

(2)公共性、公益性

京都府内でのニュース・eスポーツの裾野の拡大や競技力の向上、ニュース・eスポーツを切り口とした、サンガスタジアム by KYOCERA の知名度向上及び周辺地域への誘客、にぎわい創出など多様な波及効果が見込まれる計画となっているか。

審査会実施後認定の可否については、提案者に対し補助対象候補事業認定（不認定）通知書により通知します。ここで、認定通知書を受けた提案者は補助対象候補者となり、認定された事業については、京都府による寄附募集を開始します。

③ 京都府による寄附金の募集及び通知

補助候補事業認定通知を受けた事業については、府が期限を定めて、府ホームページを通じ企業版ふるさと納税による寄附の募集を行います。

期限内に最低目標金額に達した事業については、補助対象事業認定通知書により通知します。（寄附が最低目標金額に達しなかった事業については、不認定通知書により通知します。）

ここで、認定通知書を受けた補助対象候補者は補助対象者となり、補助対象者は府へ補助金交付申請書の提出することが可能となります。

④ 補助金の交付申請及び交付決定

補助金を受けるには、補助金交付申請書（第2号様式）の提出が必要となります。提出後内容に問題ない場合、交付決定を行います。

※事業の指令前着手について

交付決定日後の事業着手が原則ですが、提案者、補助対象候補者及び交付決定前の補助対象者は、「指令前着手届」の提出を行うことにより交付決定前の事業着手が可能です。

ただし、補助金交付が確定するのはあくまで交付決定後であり、指令前着手届を提出されたとしても補助金の交付が保証されるものではありませんので予めご了承ください。

※事業の変更、中止及び認定の取り消し

事業内容等を途中で変更する場合や事業を中止したい場合には、速やかにメールなどでご一報ください。変更内容によっては、事前に事業変更承認を受ける必要があります。

また、中止が可能かは、本府がやむを得ないと認めるに足る事由があるもののみとなります。京都府の指示に従って、手続きを行ってください。

また、以下に該当する場合は、京都府により認定を取り消す場合がありますので予めご了承ください。

- ・法令及びニューススポーツ・eスポーツ競技環境整備支援事業補助金実施要領の規定に違反したとき。
- ・偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- ・その他知事が不相当であると認めたとき。

⑥ 実績報告及び額の確定

事業終了後 30 日以内又は令和 8 年 2 月 27 日（金）のいずれか早い日までに、郵送またはメールにより実績報告書を提出してください。内容に問題なければ、額の確定通知を行います。

※期日までに実績報告が提出されない場合は、交付決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

(1) 提出書類

実績報告書

（添付資料）

- ア 事業実績報告書（第 5 号様式別紙 1）
- イ 事業収支決算書（第 5 号様式別紙 2）
- ウ 事業の実施状況が分かる動画、写真、レポート等
- エ 経費の支出を確認することができる資料（領収書の写し等）
- オ 広報用印刷物等の成果物

3 補助の内容

(1) 補助金の額

予算総額は 76,333 千円。（採択件数は 3～5 件程度を予定）

補助金の額については事業内容、事業規模、計画の熟度及び採択件数に応じて予算の範囲内で配分します。（千円未満切り捨て）

※補助対象経費とは、採択された事業実施に直接係る経費で、報償費（1 時間あたり 10,000 円を上限、一日あたり 50,000 円を上限とする）、旅費（宿泊費は 1 泊あたり 9,800 円を上限とし、実績に応じて精算（食事代は除く））、需用費（食糧費を除く、単価 3 万円以上の物品の購入費も除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費です。

※寄附を行う企業に対して、事業実施者が寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することはできません。補助事業認定通知書内に提案事業に対し寄附をおこなった企業を記載いたしますので、当該企業が契約先となる業務委託等を行う場合は、複数の企業による入札や見積合わせ等を実施するなど、契約先の決定での公正性や透明性を確保してください。

(2) 補助対象事業に係る収入の取り扱い

参加費、広告料等の当該補助事業に係る収入を、補助対象経費から差し引いてください。

(3) 補助金の支払時期

原則、実績報告提出後年度内に精算払いします。ただし、交付決定後に、交付決定額を上限として、概算払請求できるものとし、請求内容を審査の上で本事業の実施上必要と認める場合は、概算払いをします。

4 注意事項

(1) 経費の支出について

補助金の採択決定（交付決定）通知日前の支出については補助対象とはなりません。なお、申請時に事前着手届を提出された場合は、この限りではありません。

(2) 団体名及び住所の変更について

採択決定後、団体名の変更（例：任意団体から一般社団法人へ移行した場合）や住所の変更があった場合は、ただちにご連絡ください。なお、変更に伴い申請時から口座情報が変わった場合は、改めて変更後の口座振替依頼書（及び委任状）を提出してください。

■証拠書類の保管について

本交付金の申請事業に係る収支を記載した帳簿や通帳、領収書などの証拠書類は事業実施年度の終了後、10年間保存が必要となります。また、交付金にかかる予算執行の適正を期するために、必要があるときは府等から報告を求めたり、現地調査を行うことがあります。

【スケジュールの目安】

申請書類の修正や不備等により、予定期日どおりに交付決定や額の確定ができないことがあります。

届いたものから順に審査を行うため、締切日直前など、多数の応募が見込まれる時期には、やむをえず、審査のスケジュールが遅れることがあります。

日程	内容	注意点等
5月22日から 7月4日まで	補助候補プロジェクト募集	提案書の提出 →指令前着手届提出可能
～7月中旬まで	書類審査	書類審査の結果を7月中旬までに通知
7月中旬～下旬の いずれかの日	外部委員による審査 会を実施	書類審査通過者のみ実施
審査会実施後すみ やかに	補助対象候補事業認定（不認定）通知発 出	審査結果を受け、認定の可否を文書により通知
7月末頃～12月 末頃まで	補助対象候補事業の 寄附募集	
以下、順次	補助対象候補事業認定（不認定）通知発 出	寄附の受入れ結果を受け、認定の可否を文書に より通知
（交付申請書提出）	（交付決定後） 事業開始	<u>交付決定日以降の事業が、補助対象事業となります。（事前着手を希望される場合は、提案日以降に指令前着手届を提出してください。）</u> なお、事業計画を途中で変更する場合や事業を中止する場合は、まず、窓口までご一報ください。
（事業実施後）	実施報告書の提出	実績報告書・事業実績書・事業収支決算書等を事業終了後 30 日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに提出してください。
	補助金額の確定通知	実績報告書、事業収支決算書等を審査し、補助金額を確定して通知します。
	補助金の精算	補助金額の確定後に、精算額を指定口座へ振り込みます。